

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年五月二十七日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一平城京歴史館の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。